

お知らせ

次のとおり企画提案書の公募を実施しますので、お知らせします。

平成30年2月26日

京都地方税機構

1 目的

本業務は、京都府及び京都市を除く京都府内25市町村（以下「構成団体」という。）における家屋評価事務の現状を調査・分析することで、不動産取得税及び固定資産税に係る家屋評価事務の共同化に資することを目的として実施するものであり、以下の点に特に留意をしながら業務を委託する。

(1) 家屋評価事務の標準化

構成団体における評価事務の取扱基準等についての差異を把握し、最も共同化にふさわしいと考えられる基準等を作成することで評価の均衡を図る。

(2) 家屋評価事務の効率化

大量の家屋を一括評価するために合理的・現実的な評価手法を構築し、評価事務の簡素化・合理化を図る。

(3) 家屋評価事務の明確化

納税者が理解しやすい評価手法を構築することによって、評価根拠の明確化を図る。

2 業務内容等

(1) 名称

家屋評価事務調査・分析業務委託

(2) 委託期間

契約締結日から平成31年3月31日まで

(3) 業務の詳細

家屋評価事務調査・分析業務委託企画提案仕様書（以下「仕様書」という。）による。

3 参加資格

次のすべての要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (3) 構成団体における地方税、消費税又は地方消費税を滞納していない者であること。
- (4) 京都地方税機構及び構成団体の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。

- (5) 審査基準日（企画提案参加申請書の提出期限の属する年度の4月1日をいう。）において、直前の2営業年度以上の営業実績を有していること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。
- ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者
- (7) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。
- (8) 共同企業体で参加する場合は、すべての構成員が（1）から（7）までの要件を満たすこと。

4 参加手続等

(1) 問い合わせ先

京都地方税機構事務局業務課

所在地：京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 京都府庁旧本館2階

電話番号：075-414-4499 FAX:075-411-1551

Email:kyozei-gyoumu@union.kyoto-chihozei.lg.jp

(2) 企画提案関係書類の交付期間等

平成30年3月6日（火）から平成30年3月8日（木）までの午前9時（3月6日（火）については説明会終了後）から午後5時までの間（正午から午後1時までを除く。）に京都地方税機構事務局業務課において随時交付する。

5 企画提案公募説明会

次のとおり、企画提案の公募等に係る説明会を開催する。

(1) 日時：平成30年3月6日（火）午後2時から

(2) 場所：京都府職員福利厚生センター3階 第5会議室

(3) その他：説明会への出席を希望する者は、平成30年3月2日（金）午後5時までに名称及び出席者数をメールにより、問い合わせ先まで連絡すること。

6 質問の受付及び回答

企画提案関係書類の作成に関する質問については、以下により受け付ける。

(1) 質問期限

平成30年3月13日(火) 午後5時まで

(2) 質問方法

電子メールにより京都地方税機構事務局業務課に提出後、電話連絡すること。

(3) 質問様式等

様式は自由とするが、以下の点に留意して記載すること。

ア 件名は「家屋評価事務調査・分析業務委託に関する質問」とすること。

イ 質問者の名称・部署名・氏名・電話番号・FAX 番号及び電子メールアドレスを記載すること。

ウ 質問内容を端的に表す表題を本文の冒頭に記載すること。

エ 企画提案の審査に係る質問については行わないこと。

(4) 回答予定日

平成30年3月16日(金)

(5) 回答方法

質問に対する回答は、書面又は電子メールにより、企画提案公募説明会に参加した全ての者(回答予定日までに辞退した者を除く。)に回答する。

7 企画提案参加申請書等の提出

本企画提案への参加を希望する者は、「提出書類一覧」における関係書類(2企画提案審査資料(経費見積書を含む。))を除く。)を提出すること。

(1) 提出期限 平成30年3月22日(木) 午後5時まで

(2) 提出場所 4(1)に同じ。

(3) 提出方法 持参による。

(4) 注意事項

ア 参加資格の確認に当たっては、京都地方税機構が定める家屋評価事務調査・分析業務委託に係る企画提案参加資格確認要領に基づき行う。

イ 提出のあった関係書類は返却しない。

8 参加資格確認結果の通知

参加資格確認の結果は、平成30年3月28日(水)に書面により通知する。また、参加資格を有しない旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して10日以内に書面により説明を受けることができる。

9 企画提案審査資料等の提出

本企画提案の参加資格を有する者は、企画提案審査資料(経費見積書を含む。)(以下「企画提案審査資料等」という。)を提出すること。

(1) 企画提案審査資料の規格等

- ア 仕様書に基づき、(2)に掲げる事項を漏れなく記載し提出すること。
- イ 用紙の大きさはA4版とすること。ただし、図表等については、A3版の用紙をA4サイズに折り込むことも可とするが、ページ数は2ページと数えること。
- ウ 企画提案審査資料は、20ページ以内とすること。
- エ 企画提案審査資料は、専門的な知識を持たない者でも理解できるよう、分かりやすい内容とすること。
- オ 企画提案審査資料はファイルに綴じ、指定部数を提出すること。

(2) 企画提案審査資料の記載項目

企画提案審査資料等作成要領に基づき、記載すること。

- ア 提案のコンセプト
- イ 過去5年以内の同種類似業務の実績
- ウ 業務実施体制
- エ 業務実施予定工程
- オ 現状調査・分析方法
- カ 比準評価手法の構築方法
- キ 評価基準適用の標準化に向けた方策
- ク 成果品の内容
- ケ 評価事務取扱要領の運用・メンテナンスに対する方策

(3) 提出期限 平成30年4月11日(水)午後5時まで

(4) 提出場所 4(1)に同じ。

(5) 提出方法 持参による。

(6) 注意事項

- ア 経費については、経費見積書に基づき提案すること。
- イ 提出のあった企画提案審査資料等は返却しない。
- ウ 要領等の配布を受けた後、企画提案審査資料等を提出しない場合は、平成30年4月11日(水)午後5時までに要領等配布されたすべての資料を返却すること。

10 企画提案に係る選定方法

- (1) 選定に当たっては、京都地方税機構が定める家屋評価事務調査・分析業務委託に係る委託先候補者選定要領に基づき評価する。
- (2) 経費については、金額の合計額について評価の対象とする。
- (3) 評価対象とする者は、次に掲げる全ての要件に該当する者とする。
 - ア ウの表中、4 業務実施面の各評価項目の点数が1点以上あること。
 - イ 経費見積書の提案価格(消費税及び地方消費税含む。)がエの提案価格上限額(消費税及び地方消費税含む。)以下であること。
 - ウ 点数配分は以下のとおりとする。

評価項目			点数配分	
1 提案内容の 的確性	明確かつ具体的に提案されているか。	10点	20点	
	効果的・効率的に実施するための提案がされているか。	10点		
2 提案内容の実現性（実施方法等が具体的で、実現性があるか。）			15点	
3 事業への理解・知識（業務内容及び目的に関する理解・知識が十分にあるか。）			10点	
4 業務実施面	業務実施体制	人員の確保 業務完了までの過程の明確化	10点 10点	20点
	業務実績	本業務と同種・類似業務の実績があるか。	15点	
	5 府内企業	京都府内に、本店、支店又は営業所等を有する者であるか。	府内に本店がある	5点
府内に支店、営業所等がある			3点	
上記以外			1点	
6 価格点（経費見積）			15点	
合 計			100点	

エ 提案価格上限額（消費税及び地方消費税含む。）

21,000,000円

(4) ヒアリング

ア 提出のあった企画提案審査資料等についてヒアリングを行う。

イ ヒアリングの日程等の詳細については別途連絡する。

(5) その他

ア 企画提案の評価は、提出のあった企画提案審査資料等に基づくものとする。

イ 資料の追加提出は認めない。

11 選定結果の通知

(1) 企画提案選定結果は、提案者全員に対して書面により通知する。

(2) 企画提案の選定経緯及び内容に関しては、いかなる問い合わせにも応じない。

(3) 企画提案の選定結果に対する疑義は一切受け付けない。

12 契約方法及び種類

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約とする。

13 失格事由

企画提案の参加者が次の事項のいずれかに該当した場合には、失格とする。

(1) 「3 参加資格」に規定する要件を満たさなくなった場合

(2) 企画提案審査資料等に虚偽の内容が記載されている場合

(3) 企画提案審査資料等が本要領及び仕様書に示した企画提案に関する要件に適合しない場合

14 その他

- (1) 提出書類の作成及び提出に要する経費及び企画提案に要する経費、その他企画提案の参加に要する全ての経費は提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は返却しない。
- (3) 提出された書類は、提案者に無断で使用しないものとする。ただし、企画提案の手続き及びこれに係る事務処理に必要な範囲において、書類の複製、保存等を行う。また、提案のあった内容については、今後の参考にすることがある。
- (4) 企画提案に当たり、京都地方税機構及び構成団体について知り得た秘密を本業務の目的以外に使用し又は第三者に提供してはならない。
- (5) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律51号）に定める単位に限る。

家屋評価事務調査・分析業務委託企画提案仕様書

1 委託業務名

家屋評価事務調査・分析業務委託

2 委託の目的

本業務は、京都府及び京都市を除く京都府内 25 市町村（以下「構成団体」という。）における家屋評価事務の現状を調査・分析することで、不動産取得税及び固定資産税に係る家屋評価事務の共同化に資することを目的として実施するものであり、以下の点に特に留意をしながら業務を委託する。

(1) 家屋評価事務の標準化

構成団体における評価事務の取扱基準等についての差異を把握し、最も共同化にふさわしいと考えられる基準等を作成することで評価の均衡を図る。

(2) 家屋評価事務の効率化

大量の家屋を一括評価するために合理的・現実的な評価手法を構築し、評価事務の簡素化・合理化を図る。

(3) 家屋評価事務の明確化

納税者が理解しやすい評価手法を構築することによって、評価根拠の明確化を図る。

3 委託期間

契約締結日から平成 31 年 3 月 31 日まで

4 業務概要

受託者は以下の業務を実施するものとする。

(1) 家屋評価事務の現状調査・分析

(2) 統一的な家屋評価事務取扱要領案の作成

(3) 効率的な家屋比準評価手法の構築

5 業務内容詳細

実施する業務内容の詳細については委託業務詳細フロー図のとおりとする。

6 納入場所

本業務の納入場所は、以下のとおりとする。

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 京都府庁旧本館 2 階

京都地方税機構事務局業務課

7 成果品

- (1) 家屋評価事務調査・分析業務報告書 一式
- (2) 家屋評価事務取扱要領案 一式
- (3) 各種分析結果・根拠資料等 一式

8 留意事項

- (1) 本事業により得られた知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、プログラム及びデータベースに係る著作権等権利化された無体財産権及びノウハウ等）は、発注者に帰属する。
- (2) 受託者は自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作権者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果物に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。
- (4) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。
- (5) 本業務は、仕様書によるほか地方税法その他関係法令等に基づき実施するものとする。

委託業務詳細フロー図

